

春休みを迎えるにあたってのお願い

本協議会は保護者や地域の方々の御協力を得ながら、通学路や学区内のパトロール及び街頭補導等々、犯罪の予防、被害に遭わない環境づくりに努めています。

さて、春休みも近づいてまいりました。子供たちに対する交通安全指導を推進し、交通事故防止及び非行防止について、日頃から御家庭でも下記事項を御参照の上、御指導いただきますようお願い申し上げます。

記

I 自転車運転について

覚えて守ろう！自転車安全運転マナー

- ①自転車は車道の左側通行が原則
- ②歩道は歩行者優先で自転車走行は例外
- ③安全ルールを守る
 - ・並進や二人乗りの禁止
 - ・スマホ（携帯）の通話や操作、イヤホンに耳を付けての運転禁止
 - ・雨天時の傘さし運転禁止
 - ・夜間は無灯火運転禁止
- ④子供はヘルメット着用

※ 部活動の校外試合等で、自転車を利用する場合は特に注意してください。

II 朝霞署管内の自転車事故に関係する人身事故の死傷者数(令和元年中)概数

	15歳以下	16～24歳	25～29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	高齢者	合計
元年	30人	32人	16人	19人	38人	30人	4人	35人	204人
構成率	14.7%	15.7%	7.8%	9.3%	18.6%	14.7%	2.0%	17.2%	100.0%
30年	40人	48人	14人	43人	30人	14人	7人	29人	225人
増減数	-10人	-16人	2人	-24人	8人	16人	-3人	6人	-21人

令和元年中の15歳以下の死傷者数は減少傾向にあります。

自転車は誰でも簡単に乗れますが、交通事故を起こしてしまった場合は、賠償の責任が出てきます。

小中学生の交通事故では、保険に入っていないケースが認められ、保護者が賠償金を支払わなければなりません。そのためにも、児童等に対して交通ルールを守ることの指導や保険加入の御検討をよろしくお願ひします。

* 埼玉県では平成30年4月から自転車保険への加入が義務になりました。

III 万引き防止及び自転車盗難被害防止について

非行少年の入り口とされる初発型犯罪である万引き・自転車盗・オートバイ盗・占有離脱物横領の検挙人数

- ・万引き 6人 (平成30年 9人 - 3人)
- ・自転車盗 6人 (平成30年 3人 + 3人)
- ・オートバイ盗 1人 (平成30年 0人 + 1人)
- ・占有離脱物横領 5人 (平成30年 8人 - 3人)

万引きは、届出されないケースもあり、数字以上に子供たちが関わっている可能性がありますので、保護者の方は、子供たちの所持品などに注意してください。

本協議会は、明るい社会と健全な環境づくりのための活動を推進しています。
今後とも21世紀を担う子供たちの未来のために、御協力をお願いします。